

## Ⅲ 徳之島町障がい福祉計画

### 第1 サービス提供における基本的方針

#### 【国の基本的理念】

障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画を作成します。

#### ①障害者等の自己決定と自己選択の尊重

#### ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

#### ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

#### 【障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、国の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

#### ①必要とされる訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援）の充実を図り，必要な訪問系サービスの保障を図ります。

#### ②日中活動系サービスを保障

日中活動系サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，療養介護，障害児通所支援，短期入所および地域活動支援センター）の保障を図ります。

#### ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場であるグループホームの充実を図るとともに，自立訓練事業などの推進により，地域で安心して暮らせるよう地域生活支援拠点等の整備を進めます。

#### ④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業などの推進により，障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用の場を拡大します。

## 第2 平成 29 年度の数値目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

障がい者の入所施設の入所者のうち、平成 29 年度末までに、自立訓練事業などを利用し、グループホーム（GH）、一般住宅などに移行する人の数値目標を設定します。

目標の設定にあたっては、国の指針に基づき、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

#### 【留意点】

◇平成 29 年度末の施設入所者数を平成 26 年 3 月 31 日時点の施設入所者から、12%以上削減する。

◇平成 26 年 3 月 31 日時点の施設入所者数の 4%以上が地域生活へ移行する。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 26 年 3 月 31 日時点の入所者数（A）	21 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	19 人	平成 29 年度末時点の利用人員
【目標値】地域生活移行者数	1 人	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した者の数
【目標値】削減見込（A－B）	2 人	平成 29 年度末時点の削減見込数

### 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする国の指針に基づき、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 24 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	1 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

### 3 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

#### 【留意点】

- ◇平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割増加することを基本とする国の指針を基に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ◇就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

#### 【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	2 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	3 人	平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する者の数
平成 25 年度末の就労移行支援事業所数	1 か所	平成 25 年度末の就労移行支援事業所数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所数	1 か所	平成 29 年度の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所数

### 第3 指定障がい福祉サービス見込量の設定(障がい福祉サービス・地域生活支援事業)

#### 1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについては、「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分類され、各サービスについては、下記の表のとおりに位置します。

障がい福祉サービスの見込量の算出にあたっては、次の項目に留意し、サービス提供事業所や障がい者団体との協議・ヒアリング調査結果などから想定されるニーズや供給体制の確保、制度改正による再編・移管される事業の円滑な実施も考慮した見込量として算出しました。

- ① 地域生活を支える訪問系・日中系サービスの確保
- ② 地域生活の拠点である居住系のサービスの確保
- ③ 必要なサービスを提供するための計画相談支援の充実
- ④ 制度改正により再編・移管される事業の円滑な実施
- ⑤ 地域での障がい児支援の強化のための障害児通所支援などの実施

障がい福祉サービスの分類

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ） 障害児通所支援	施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）	共同生活援助（グループホーム）
<b>その他サービス</b> 相談支援（計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援）			

## (1)訪問系サービス

### 【サービス内容】

#### ①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。

#### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

#### ④行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。

#### ⑤重度障害者包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年 11 月実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間/月 人/月	367 22	390 26	430 30	450 32
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護					
重度障害者包括支援					

### 【見込量確保のための方策】

- ◇ヘルパー不足を解消するため、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、地域の福祉資源を活用した人材育成の取り組みや事業所の積極的な参入を促し、必要なサービス量を確保します。
- ◇障がいのある人への支援方法に関する情報提供や研修等を通じ、ホームヘルパーの介護技術の向上を支援します。
- ◇同行援護は新しいサービスであるため、サービス提供事業者や視覚障がいのある人へのサービス内容等の情報提供を進めます。

## (2)日中活動系サービス

### 【サービス内容】

#### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ③就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

#### ④就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

A型 適切な支援により雇用契約に基づき就労する方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

B型 通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

#### ⑤療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

#### ⑥短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害程度区分1以上の障がい者及び同程度の障がい児が対象になります。

#### ⑦障害児通所支援

就学前までの乳幼児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等や治療や、学童児に対しての放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

## 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年 11 月実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	812	850	875	900
	人/月	51	53	55	60
自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20	20
	人/月	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	20	20	20
	人/月	0	1	1	1
就労移行支援	人日/月	0	22	22	44
	人/月	0	1	1	2
就労継続支援（A型）	人日/月	57	88	110	132
	人/月	3	4	5	6
就労継続支援（B型）	人日/月	544	544	600	644
	人/月	37	37	40	42
療養介護	人/月	5	5	5	5
短期入所	人日/月	94	100	110	120
	人/月	7	8	9	10

## 【見込量確保のための方策】

- ◇生活介護については、今後も障がいのある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。
- ◇緊急時の利用や医療援助などのニーズに対応したサービスが質・量共に確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。
- ◇就労移行支援、就労継続支援A型・B型については、徳之島地区地域自立支援協議会などを中心に公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障がいのある人の就労支援と工賃の確保なども含めたサービス提供体制の整備を進めます。

### (3)居住系サービス

#### 【サービス内容】

##### ①共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。

##### ③施設入所支援

入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年 11 月実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	15	17	20	22
施設入所支援	人/月	21	20	20	19

#### 【見込量確保のための方策】

◇グループホームについては、障がい者の地域での生活の場として整備を進めるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供などを積極的に行い、事業者の参入を促進するとともに、空き家などの活用を検討していきます。

◇施設入所支援については、障害程度区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、県などと連携して、必要定員を確保していきます。

## (4)相談支援

### 【サービス内容】

#### ①計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者・障がい児に対し、自立した生活を支え、障がい者及び障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントを行います。

#### ②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

#### ③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

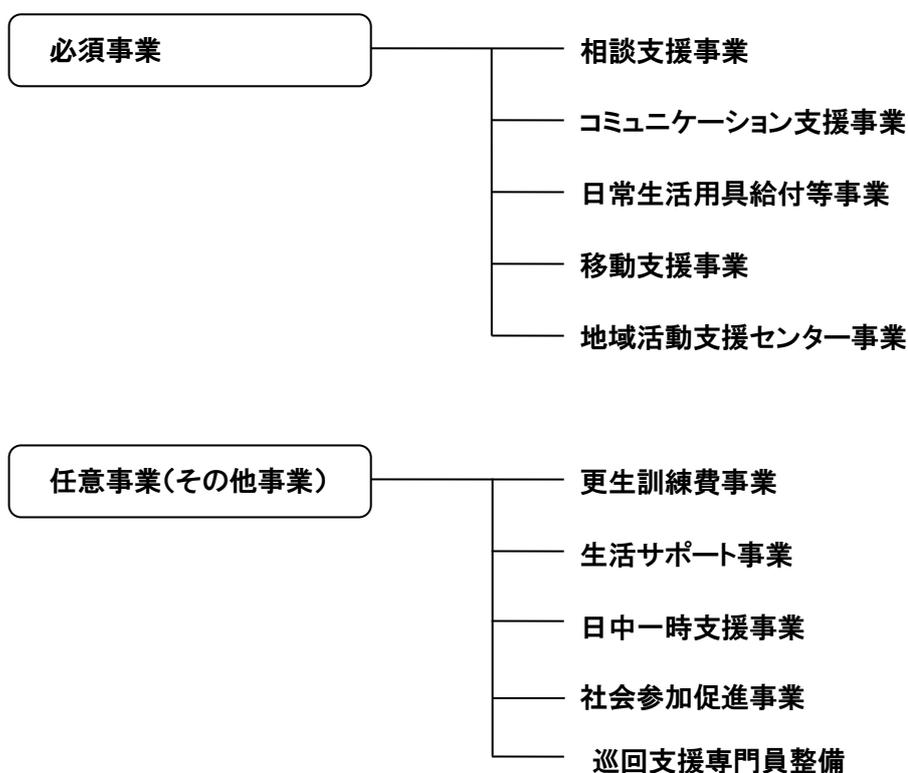
### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年 11 月実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/年	101	123	125	130
地域移行支援	人/年	0	1	2	3
地域定着支援	人/年	0	1	2	3

## 2 地域生活支援事業

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業が創設されました。地域生活支援事業は、必須事業とその他の任意事業があり、本町では以下の事業を実施します。事業内容及び見込量は次の通りです。

サービスや事業の見込量については、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の近年の増加率や、サービスや事業の利用者の増加傾向等を勘案し、障害者総合支援法の基本指針を踏まえ、平成26年度から29年度までの各年度について算出します。



## (1)相談支援事業

### 【サービス内容】

福祉サービスの利用援助（情報提供，相談等），専門機関の紹介（社会資源の活用），社会生活を高めるための支援，権利擁護のために必要な援助などを行います。

基礎的事業と機能強化事業があります。基礎的事業には一般的な相談支援等，機能強化事業は専門的な相談支援等があります。

徳之島地区地域自立支援協議会については，相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し，中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され，平成 24 年度から実施しています。

### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	カ所	1	1	1	1
地域自立支援協議会	カ所	1	1	1	1
障害児相談支援事業	カ所	1	1	1	1
地域活動支援センター事業	カ所	0	1	1	1
成年後見人制度利用支援事業	件	0	1	1	1

## (2)コミュニケーション支援事業

### 【サービス内容】

聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障がいのため，意思疎通を図ることに支障がある人などに対して，意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年度見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員等派遣事業	件/年	0	1	1	1

## (3)日常生活用具給付等事業

#### 【サービス内容】

障がいのある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

#### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	(平成 25 年度実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	3	5
自立生活支援用具	件/年	2	3	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	2	4	5	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	5	6	7
排泄管理支援用具	件/年	283	283	300	330
住宅改修費（居住生活動作補助用具）	件/年	0	1	2	4

#### (4)移動支援事業

#### 【サービス内容】

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

#### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年 11 月実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援	カ所	2	2	2	2
	人/月	1	3	4	5
	時間/月	18	25	35	45

#### (5)地域活動支援センター事業

#### 【サービス内容】

在宅の障がい者等に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。

地域活動支援センターは、その事業内容等によりⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型の3つの類型に分類されます。その中に基礎的事業と機能強化事業があり、基礎的事業には創作的活動・生産活動等、各種行事への参加、オープンスペースの利用等があり、機能強化事業には基礎的事業と併せて、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発、障がいに応じた各種訓練（機能訓練・社会適応訓練等）等があります。

サービス種別	内 容
地域活動支援センター Ⅰ型事業	基礎的事業に加え、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等、また障がいに応じた各種訓練（機能訓練・社会適応訓練等）等を実施します。
地域活動支援センター Ⅱ型事業	基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型事業	基礎的事業に加え障がいに応じた各種機能訓練等、通所による小規模な作業所の運営を行うものとします。

### 【サービス見込量】

サービス種別		単位	平成 26 年度見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
Ⅰ型	実施見込箇所数	カ所	-	-	-	-
	利用見込み者数	人/月	-	-	-	-
Ⅱ型	実施見込箇所数	カ所	-	-	-	-
	利用見込み者数	人/月	-	-	-	-
Ⅲ型	実施見込箇所数	カ所	0	1	1	1
	利用見込み者数	人/月	0	10	10	10

## (6)その他の事業

### ①更生訓練費事業

#### 【サービス内容】

施設で社会参加のための訓練を受けている方に、訓練を効果的に受けることができるように、訓練のための文房具・参考書等の購入費用を支給します。

#### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年度見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費事業	人/月	0	1	1	1

### ②生活サポート事業

#### 【サービス内容】

生活サポート事業とは、介護給付支給決定者以外の方が地域で自立した生活を送るために、市町村の判断により日常生活の支援や家事援助が必要であると認められる場合、ホームヘルパー等を自宅に派遣し、家事援助を受けられるサービスです。

福祉サービスを申請して非該当になり、サービスが受けられない方で、家事援助がなければ日常生活を営むことが困難である方が対象となっています。

#### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年度見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活サポート事業	人/月	0	1	1	1

### ③日中一時支援事業

#### 【サービス内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

#### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年度見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人/月	0	1	1	1

#### ④社会参加促進事業

##### 【サービス内容】

スポーツ・芸術文化活動等を通じて、障がい児・者の社会参加を促進します。

#### ⑤巡回支援専門員整備

##### 【サービス内容】

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい児が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

##### 【サービス見込量】

サービス種別	単位	平成 26 年度見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
巡回支援専門員整備	人	1	1	1	1

### 3 児童福祉法に関するサービス

障害児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備について障がい福祉計画に定め、計画に沿った取組を進めるよう努めます。

#### ◆ 障害児通所支援

##### ① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

##### ② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等及び治療を行います。

##### ③ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

##### ④ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### ◆ 障害児入所支援

##### ① 福祉型

障がいのある児童に対し、保護または日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

##### ② 医療型

障がいのある児童に対し、保護または日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

#### ◆ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。

**【サービス見込量】**

サービス種別	単位	平成 26 年 11 月実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人／月	2	3	4	5
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人／月	10	12	13	13
保育所等訪問支援	人／月	0	0	0	0
障害児相談支援	人／月	14	15	17	18